

舞 公 人 第 2 4 号
令和 2年 5月18日

庁 中 一 般

市 長 公 室 長

職員の綱紀肅正について
(通 知)

このたび、本市の発注工事において、必要な事務処理がなされず、その結果、不適切な工事発注が行われるという事案が発生しました。

本事案は、上司による部下の仕事の進行管理、助言指導が、適切に行われておらず、また、複数の職員が、不適切な工事であることを知りながら、発注を防ぐことができなかつたものです。

職員の法令遵守については、公務員としての倫理をより一層高め、市民の信頼に応えるようその重要性について、常々注意を喚起しているところであります。

今一度、職員個々の行動が行政の信頼に多大な影響を及ぼすことを肝に銘じ、舞鶴市職員としての立場を自覚し、職務の内外を問わず、常に市民の信頼に応え得る行動をとるよう命により通知します。